

常滑港港湾計画書(案)

— 一部変更 —

平成28年5月

常滑港港湾管理者

愛知県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成14年11月 愛知県地方港湾審議会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年12月 愛知県地方港湾審議会

の議を経た常滑港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

I. 変更理由	1
II. 土地造成及び土地利用計画	2

I. 変更理由

空港地区において、空港と一体となった国際交流拠点を形成するため、土地利用計画を変更する。

Ⅱ. 土地造成及び土地利用計画

空港地区において、土地利用の需要変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：ha

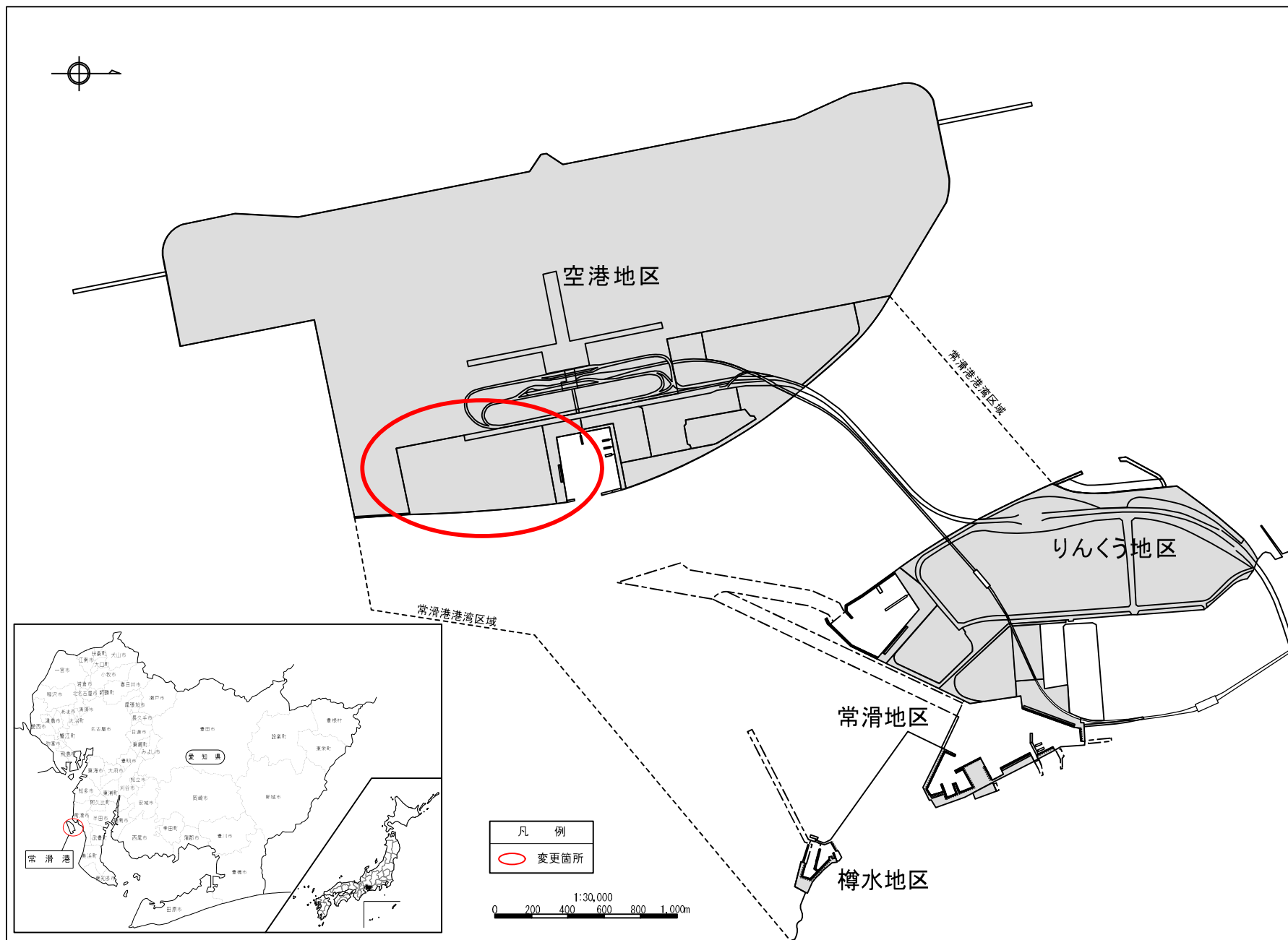
用途 地区名	埠頭 用地	交流厚生 用地	工業 用地	交通機能 用地	緑地	合計
空港地区	(5) 5	(38) 38	(5) 5	(514) 514	(19) 19	(580) 580

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

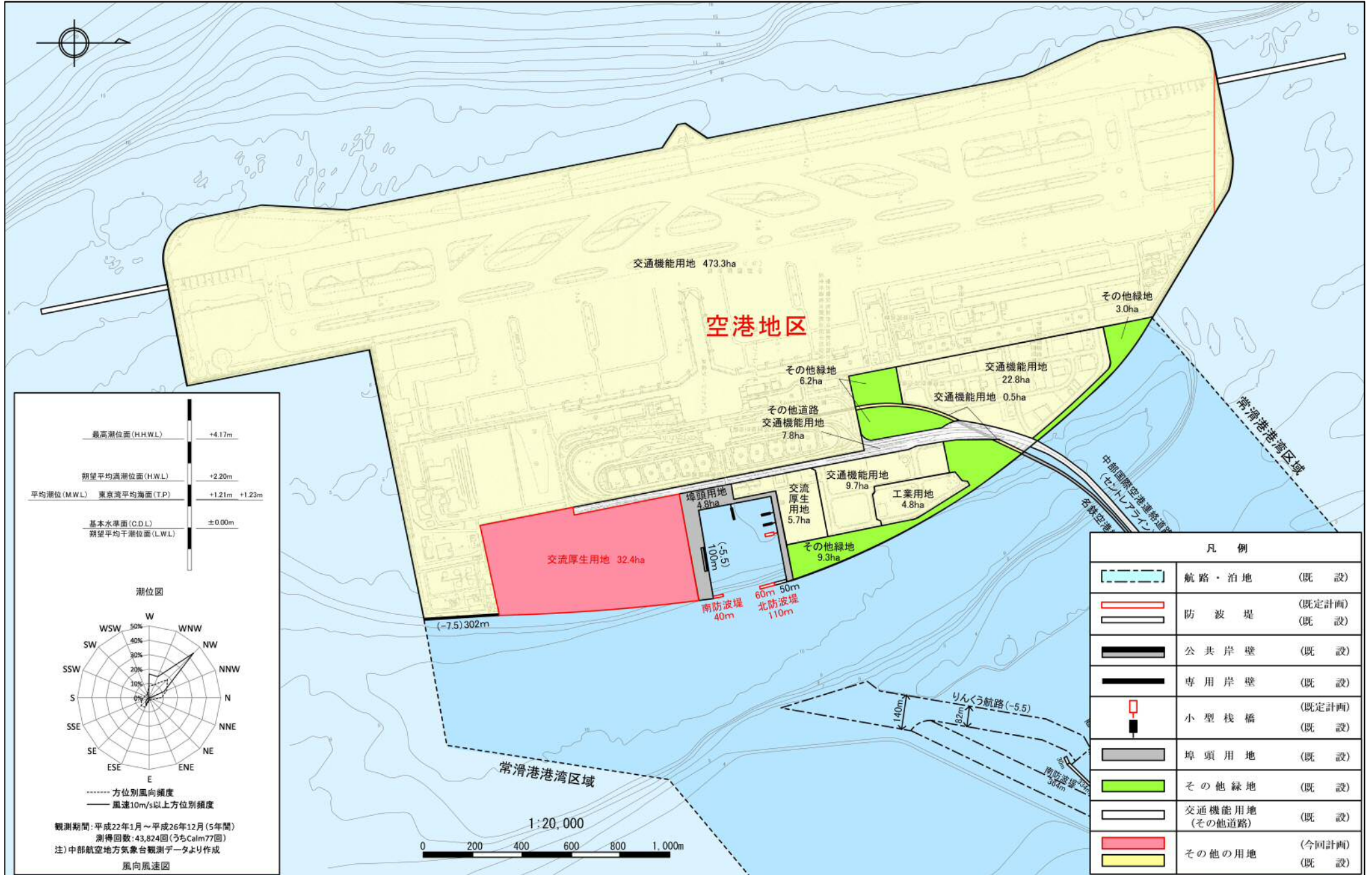
注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

常滑港港湾計画位置図



常滑港港湾計画図



凡例		
	航路・泊地	(既設)
	防波堤	(既定計画)
	公共岸壁	(既設)
	専用岸壁	(既設)
	小型栈橋	(既定計画)
	小型栈橋	(既設)
	埠頭用地	(既設)
	その他緑地	(既設)
	交通機能用地(その他道路)	(既設)
	交流厚生用地	(今回計画)
	その他の用地	(既設)